	陸前高田市
	釜石市
	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町
	下閉伊郡岩泉町
	下閉伊郡田野畑村
	下閉伊郡普代村
	九戸郡野田村
	九戸郡洋野町
宮城県	
	仙台市
	石巻市
	塩竈市
	気仙沼市
	名取市
	多賀城市
	岩沼市
	東松島市
	亘理郡亘理町
	亘理郡山元町
	宮城郡松島町
	宮城郡七ヶ浜町
	宮城郡利府町
	牡鹿郡女川町
	本吉郡南三陸町
福島県	
	いわき市
	双葉郡広野町
	相馬郡新地町
静岡県	
	静岡市
	沼津市
	伊東市
	富士市
	磐田市
	下田市
	伊豆市
	賀茂郡東伊豆町
三重県	
	鳥羽市
	志摩市

○国土交通省告示第八百六十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六四号	横山　卓矢	静岡県	令和七年八月二十六日	田子の浦水先区

○国土交通省告示第八百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1732	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物B－1街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	令和7年8月22日

○国土交通省告示第八百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仙ヶ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市梅田町一丁目の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を昭和四十二年建設省告示第千百五十七号で指定した金沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°27′14.9399″	139°21′48.0204″
2	36°27′14.7817″	139°21′46.7583″
3	36°27′16.2151″	139°21′43.7309″
4	36°27′15.2608″	139°21′42.8024″
5	36°27′13.9565″	139°21′41.1340″
6	36°27′15.1050″	139°21′38.7715″
7	36°27′15.4872″	139°21′38.9086″
8	36°27′15.2607″	139°21′40.6011″
9	36°27′17.9004″	139°21′42.1494″
10	36°27′18.6527″	139°21′43.2368″
11	36°27′20.1021″	139°21′43.6338″
12	36°27′20.1025″	139°21′44.0221″
13	36°27′18.9608″	139°21′43.8973″
14	36°27′17.6955″	139°21′43.1061″
15	36°27′16.7335″	139°21′45.3951″
16	36°27′15.3730″	139°21′47.5435″

○国土交通省告示第八百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌